

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和4年4月1日時点)

【所管局：教育庁】

機関名称	東京都特別支援教育就学支援委員会
機関種別	専門家会議
設置根拠 法令等	東京都特別支援教育就学支援委員会設置要綱
設置年月日	昭和49年6月1日
機関の目的 ・所掌内容	都における障害のある児童・生徒に対して、専門家の意見を聞くことにより適切な就学指導を行い適正な教育を保障するため設置する。
委員数	R4.4.1時点未選任
会議公開	一部非公開
会議を非公開とする場合の理由	都や区市町村における障害のある乳幼児・児童・生徒に関する個人のプライバシーに関する情報を取り扱うため
議事録公開	公開
議事録を非公開とする場合の理由	議事録に都や区市町村における障害のある乳幼児・児童・生徒に関する個人のプライバシーに関する情報が含まれている場合があり、そのまま公表するのは適切でないため
備考	
HPのURL	
問い合わせ先	教育庁都立学校教育部特別支援教育課 電話番号：03-5320-6753 FAX番号：03-5388-1727